

戦争する国づくりは許さない大学習会

関連法はこれまでと何が違うのか？ 憲法解釈をどう解釈すれば戦争ができるのか？



戦争立法は名前を変え、言葉巧みに登場してきました。

その名前は

- ①平和安全法制整備法
- ②国際平和支援法

14日に閣議決定、
15日までの国会提出
夏までの成立を目指すとして
います。

「戦争立法」関連法案は、既存の海外派兵法制と有事法制の計10本をまとめて改定する一括法「平和安全法制整備法」と、自衛隊をいつでもどこでも他国軍の戦闘支援に派兵する新法「国際平和支援法」（派兵恒久法）の2本で構成。米軍との「切れ目のない」戦闘態勢を構築するため、解釈改憲、立法改憲によって過去最悪の憲法9条破壊を狙うものです。

この狙いを世論の力で押し返し、戦争立法を許さない大きな共同の力を組織しましょう。

憲法9条を守れ、戦争する国づくりを許さない運動を進めています。どうぞ、あなたもご参加ください。

とき:2015年5月28日(木)18時30分~

ところ:勤労者福祉センター4階大会議室

講師:岡本哲弁護士(岡山弁護士会)

主催:戦争立法に反対する岡山県共同行動実行委員会
連絡先:岡山県労働組合会議

〒700-0905岡山市北区春日町5-6

Tel:086-221-0133 Fax:086-221-3595